

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 1 日（金）第102号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (※)

(中小企業支援課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第500号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 2 年 5 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第10号中「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号のいずれかに該当する特定中小企業者」を「特定中小企業者（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の特定中小企業者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第12号中「特例中小企業者（中小企業信用保険法第 2 条第 6 項）」を「新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号若しくは第 5 号に該当する特定中小企業者又は特例中小企業者（同条第 6 項）」に改める。

第 4 条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、前条第10号及び第12号に掲げる資金（同条第10号に掲げる資金にあつては、別表第 1 に定めるセーフティネット対応資金の融資対象の(2)に係るものに限る。）にあつては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受け、令和 2 年 3 月 1 日以後に納期限が到来する県民税及び市町村民税の納付が遅延した場合は、この限りでない。

第 6 条の表新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の項を次のように改める。

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	特定中小企業者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号又は第 5 号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類 特例中小企業者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の認定を受けたことを証する書類
---------------------	---

第12条の 2 第 1 項中「特例中小企業者が第 3 条第12号」を「特定中小企業者又は特例中小企業者が第 3 条第10号又は第12号」に改め、「融資」の次に「（据置期間が 1 年を超えるものに限る。）」を、「取扱金融機関は、」の次に「据置期間中において」を、「当該」の次に「特定中小企業者又は」を加える。

別表第 1 中小企業振興資金の項中「及び保証機関と保証契約を締結している金融機関で知事が指定したもの（運転設備資金で融資期間が 1 年以内のものに限る。）」を削り、同表小規模企業活力応援資金の項中「鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行（県内営業店に限る。）、西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行（県内営業店に限る。）、宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店」を「同上」に改め、同表セーフティネット対応資金の項を次のように改め

る。

セーフ ティ ネット 対応資 金	(1) 次の要件の いずれかに該 当するもの (イに掲げる ものにあつて は、(2)に掲げ るものを除 く。) ア 中小企業 信用保険法 第 2 条第 5 項第 1 号か ら第 4 号ま で又は第 6 号のいずれ かに該当す る特定中小 企業者 イ 中小企業 信用保険法 第 2 条第 5 項第 5 号、 第 7 号又は 第 8 号に該 当する特定 中小企業者	同上	運転資金に あつては、 2,000万円 設備資金に あつては、 3,000万円	運転 7 年以内 (24 月以 内の据置 きを含 む。) 設備 10 年以内 (36 月以 内の据置 きを含 む。)	融資期間が 1 年 以内の融資 年 1.6%以内 融資期間が 1 年 を超えて 3 年以 内の融資 年 1.8%以内 融資期間が 3 年 を超えて 5 年以 内の融資 年 1.9%以内 融資期間が 5 年 を超えて 7 年以 内の融資 年 2.1%以内 融資期間が 7 年 を超えて 10 年以 内の融資 年 2.2%以内	同上	同上	同上	融資対象の アにあつて は年 0.65 %, 融資対 象のイにあ つては年 0.62%	同上	同上	同上
	(2) 中小企業信 用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に該当する 特定中小企業 者(新型コロ ナウイルス感 染症の影響に より売上高等 が減少したも のに限る。) のうち、融資 に係る保証の 協議が令和 2 年 12 月 31 日 までに行われ、 かつ、融資が 令和 3 年 1 月 31 日までに行 われるもの	同上	3,000 万円	10 年以内 (60 月以 内の据置 きを含 む。)	同上	同上	同上	同上	年 0.425% (経営者保 証を免除す るものにあ つては、 0.525%)	同上	同上	同上

別表第 1 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の項を次のように改める。

新型コ ロナウ	次の要件のい ずれかに該当す	同上	4,000 万円	10 年以内 (60 月以	融資期間が 1 年 以内の融資 年	同上	同上	同上	年 0 %	中小 企業	同上	同上
------------	-------------------	----	----------	------------------	----------------------	----	----	----	-------	----------	----	----

イルス 関連緊 急経営 対策資 金	るもの（新型コ ロナウイルス感 染症の影響によ り売上高等が減 少したものに限 る。）のうち、 融資に係る保証 の協議が令和 2 年12月31日まで に行われ、かつ、 融資が令和 3 年 1 月31日までに 行われるもの (1) 中小企業信 用保険法第 2 条第 5 項第 4 号に該当する 特定中小企業 者 (2) 中小企業信 用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に該当する 特定中小企業 者（個人事業 主である小規 模企業者以外 のものにあつ ては、最近 3 か月間の売上 高等が前年同 期の売上高等 に比して15% 以上減少した ものに限 る。） (3) 特例中小企 業者		内の据置 きを 含む。 ) (融資金 額が3,000 万円を超 える部分 について は、10年 以内(24 月以内の 据置きを 含む。))	1.4%以内 融資期間が1年 を超えて3年以 内の融資 年 1.6%以内 融資期間が3年 を超えて5年以 内の融資 年 1.7%以内 融資期間が5年 を超えて10年以 内の融資 年 1.9%以内			者に あつ ては、 各商 工会 議所 若し くは 各商 工会 又は この 項の 取扱 金融 機関 の欄 に掲 げる 金融 機関 組合 にあ つて は、 鹿児 島県 中小 企業 団体 中央 会又 はこ の項 の取 扱金 融機 関の 欄に 掲げ る金 融機 関	
-------------------------------	---	--	---	---	--	--	--	--

附 則

- この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 2 年 5 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

- 3 改正後の要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関は，令和 2 年 5 月 1 日から同年12月31日まで  
の間，改正後の要綱第12条の 2 の規定にかかわらず，同条の規定による報告書の提出を猶  
予することができる。